

## 業務委託契約約款

この業務委託契約約款（以下「本約款」という。）は、株式会社川村積算（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務（以下「本業務」という。）について、適正な契約を履行するために基本的な事項を定める。

### 第1条（契約の成立）

本約款に基づく業務委託契約（以下「本契約」という。）は、甲が乙に対し本業務を委託し、乙がこれを受託する契約であり、甲が乙に対し業務委託注文書（以下「注文書」という。）を交付し、乙が甲に対して業務請書（以下「請書」という。）を交付すること、または甲乙が合意した電磁的方法により、甲が注文書に、乙が請書にそれぞれ電子署名をすることによって成立する。

### 第2条（本業務の内容等）

本業務の内容、実施期間、報酬、支払条件、支払時期、納入場所等は、注文書および請書に定める。なお、報酬の支払場所は、別段の定めのない場合、甲の本店所在地または甲が指定するところとする。

### 第3条（報酬内訳書・工程表）

乙は、甲の要請があった場合には、本業務の報酬内訳書および実施工程表等を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

2 本業務の内容または実施期間が変更された場合において、甲は必要があると認めるときは、乙に対して、本業務の報酬内訳書および実施工程表等の再提出を求めることができる。

### 第4条（業務の実施）

甲は乙に対し、本業務を実施するにあたり必要な資料および情報を提供し、乙は、この甲の情報提供によるほか、本契約の内容を記載した注文書に定める図面、仕様書その他関係書類（以下「書面等」という。）に基づき、善良なる管理者としての注意義務をもって本業務を実施し、本業務の目的物（以下「成果品」という。）を本契約に定める実施期間内に完成し、甲に引渡す。

2 甲は、本業務の実施の途中であっても、その途中の成果品（以下、完成した成果品を含めて「成果品等」という。）として、乙に対し、成果品等の部分引渡を求めることができる。

3 乙は、本業務の実施に関し、法令により説明が義務付けられている場合のほか、甲より

説明を求められた場合には、甲に対する説明を行う。

- 4 乙は、本契約の各条項を遵守するとともに受託者としての立場等を十分に認識し、甲の信用・名誉を失墜する行為、甲または第三者に損害を与える行為等を一切行ってはならない。
- 5 乙は、本業務の実施に関し、甲および乙に適用される法令、監督官庁の告示・通達等（以下、総称して「法令等」という。）を遵守しなければならない。

#### 第5条（再委託等）

乙は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせて（以下「再委託等」という。）はならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 本業務の実施に関する法令等において、第三者に対する一括再委託等が禁止されているものは、乙はこれを行ってはならない。
- 3 第1項のただし書きにより、本業務の全部または一部を第三者に再委託等する場合、乙は、本約款第29条における秘密保持義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、また再委託等に関する当該第三者の行為すべてについて責任を負う。

#### 第6条（権利義務の譲渡禁止）

乙は、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

#### 第7条（技術者等）

乙は、本業務の実施に関し、法令等に基づき設置すべき技術者、有資格者等がある場合は直ちに適正に設置し、設置した旨およびその氏名等（法令等に基づき、通知義務がある事項を含む。）を書面にて甲に通知する。

#### 第8条（関係者についての異議）

甲は、本業務に関わる乙の担当者または第5条に基づき再委託等がなされた場合の再委託先等およびそれら従業員のうちに、本業務の実施について、著しく適当でないと認められる者があるときは、乙に対して必要な措置を求めることができる。

#### 第9条（手法）

本業務の実施に用いる手法は、注文書および請書に定めるとおりとする。

#### 第10条（支給品、貸与品）

本業務に使用する機器、材料等について、甲よりの支給品または貸与品がある場合、甲

は、自らの検査または試験に合格したものを支給または貸与する。

- 2 乙は、支給品または貸与品に関する前項の甲の検査または試験の結果に疑義があるときは、甲に対し、合理的な理由を説明したうえで、再検査または再試験を求めることができる。
- 3 乙は、支給品または貸与品の引渡しを受けた後、前2項の検査または試験により発見することが困難であった不適合品があり、これを使用することが適当でないと判断したときは、直ちに甲に通知し、甲の指示に従う。
- 4 支給品または貸与品の引渡し期日および場所は注文書に定める。
- 5 乙は、支給品または貸与品を善良なる管理者としての注意義務をもって管理し、支給品または貸与品が滅失もしくは毀損し、またはその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に原状に復し、または代替品を納め、それとともに甲に発生した損害を賠償する。

#### 第11条（個人情報の取扱い）

「個人情報」とは、乙が本業務を実施するために、甲が乙に提供した情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できる情報と、これに付随して取り扱われるその他の情報をいう。

- 2 乙は、本業務の実施に際して個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律および本契約の定めを遵守して、本業務の目的の範囲内において、個人情報を取り扱うものとし、その範囲を超えて取り扱ってはならない。
- 3 乙は、本業務に際して個人情報を取り扱う場合には、個人情報の取り扱いに関わる責任者を選任し、本業務に関して個人情報を取り扱う者を特定しなければならない。
- 4 甲乙間における個人情報の記録媒体およびデータの引渡しについては、その場所および担当者を特定するものとし、記録媒体およびデータの移送は、甲が定める基準に合致した安全で確実な方法によるものとする。
- 5 乙は、個人情報の記録媒体およびデータを施錠可能な場所に保管し、または電子システム内で管理する。乙は、施錠可能な場所に保管する場合には鍵の管理者を特定し、電子システム内で管理する場合には、特定された利用者のみが個人情報にアクセスできる識別情報（ID、パスワード等をいう。）を設定する。
- 6 乙は、本業務が完了した場合のほか、甲の指示があった場合には、甲から提供された個人情報ならびに記録媒体およびデータを、直ちに返却し、破棄または消去する。
- 7 乙は、個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、盗難、改ざん、流出、漏洩等（以下、総称して「漏洩等」という。）の危険に対し安全対策を講じる。また甲は、乙に対して個人情報の管理に必要な情報セキュリティ基準を別途定めることができ、乙はその基準を遵守する。
- 8 乙は、乙および再委託先等における個人情報の目的外利用、漏洩等が発生しないよう情

報管理の制度構築、システムの整備、社内規定の整備、従業員の教育、再委託先等の監督等、適切な措置を講じる。

9 乙は、甲より受領した個人情報を、本業務の目的の範囲を超えて、加工、利用、複写または複製してはならず、また、これを取り扱ってはならない。

10 乙は、次の各号のいずれかの場合を除き、第三者に対して個人情報を提供してはならない。

(1) 当該個人が明示的に同意している場合であって、甲の事前の書面による同意がある場合

(2) 当該個人の同意を得ることが困難な場合であって、人の生命、身体または財産の保護もしくは公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、甲の事前の書面による同意がある場合

(3) 各種法令の規定により提出を求められた場合のほか、公共の利益のために必要がある場合

## 第12条（個人情報漏洩等に関する対応）

乙または再委託先等において、個人情報の漏洩等が発生した場合、乙は甲に対し、直ちに、漏洩等の発生の日時・場所、内容その他の詳細について報告しなければならない。

2 前項の場合、乙は、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、甲に対し、速やかに調査の結果を報告するものとする。

3 第1項の場合、甲は、前項の調査結果いかんにかかわらず、漏洩等の原因究明の調査を調査会社に依頼することができるものとし、乙はその調査に協力する。

4 前2項の調査に要する費用は乙の負担とする。

5 第1項の場合、乙は、再発防止措置を策定し、甲に対しその内容を書面にて報告するものとする。また、甲が独自に再発防止措置を策定した場合、乙は、その再発防止措置を講じるものとし、再委託先等にも同様に措置を講じさせるものとする。

6 乙は、前4項に定めるほか、次の各号について甲の指示に従うものとする。

(1) 初期対応の検討への協力および実施

(2) 行政機関への報告・相談、司法当局への対応

(3) 報道機関への公表

(4) 顧客対応

(5) 被害拡大防止のための措置

(6) 再発防止措置の公表等

(7) 社内処分の決定・公表等

7 甲は、個人情報の管理に関し、乙に対し必要な措置を求め、指導を行うことができる。

## 第13条（立ち入り、業務記録の確認等）

甲は、必要があると認めたときは、本業務の実施状況および個人情報の管理状況を確認するため、関連する乙の事業所等に立ち入ることができる。

2 甲は、本業務の実施状況および個人情報の管理状況に関する写真、記録等の提出を乙に求めることができる。

#### 第14条（業務内容の疑義、条件の変更）

次の各号に該当するときは、乙は、直ちに甲に通知するものとする。

- (1) 第4条1項所定の書面等に不明確な部分、誤謬、脱漏があるとき
- (2) 第4条1項所定の書面等に基づき本業務を実施することが不適当であると認められるとき
- (3) 本業務を実施する場所において、業務の支障となる事態が発生したとき

#### 第15条（不適合業務）

乙による本業務の実施が本契約の趣旨に適合しない場合、甲は、同趣旨に適合するまで修正または修補を求めることができ、乙は、自らの費用と負担において、これを修正または修補するものとする。

2 乙が前項における不適合の修正または修補を行わないときは、甲は、第三者にこれを行わせることができ、これに要した費用は乙の負担とする。

#### 第16条（第三者損害）

本業務の実施に関して、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償する。その損害に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、乙がその処理解決にあたる。

2 前項の損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものである場合、甲の責に帰すべき割合に応じて甲がその損害を賠償し、甲が紛争の解決を図るものとする。

3 騒音、地震、地盤沈下、突風、豪雨、豪雪、振動、地下水の断絶その他の天災その他自然的または人為的な事象により第三者に損害が発生した場合は、甲乙別途協議のうえ負担割合を決定するものとする。ただし、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を負担額から控除する。

4 前2項の場合において、甲が要請した場合、乙は、甲の紛争解決に協力するものとする。

#### 第17条（立替払い）

乙または乙の再委託先等が、賃金、機器、材料費等の支払いを遅延する等、本業務の実施に関して紛争が生じた場合は（前条第2項または第3項により甲が負担すべき第三者損害にかかる紛争による場合を除く。）、乙の責任と負担において処理解決する。

2 甲は、前項の紛争を解決するため必要と認めた場合には、乙の同意なく賃金、機器、材料費等の支払いを立替えて支払い、直ちに乙に対し立替金を求償することができる。

- 3 前項により立替金が生じたときは、甲は自らの裁量により、乙に対してその支払を求めるか、甲の乙に対する報酬支払債務と対当額で相殺するか、いずれかを選択することができる。

#### 第18条（費用負担）

本業務の実施に要する費用は、すべて乙の負担とする。ただし、本契約締結時に予見できない特別な費用が生じた場合には、乙は甲と協議のうえ、甲の同意を得たときは、その費用の負担を甲に求めることができる。

#### 第19条（機器等の調達）

本業務の実施に要する施設、機器等は、第10条に定めるものまたは別段の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とする。

#### 第20条（業務実施上の損害）

本業務の完了までに、成果品等、材料、機器、支給品、貸与品等について生じた損害は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、すべて乙の負担とする。

#### 第21条（保険）

本業務の実施に関する保険の付保については、注文書の特記事項にて定める。

- 2 本業務の実施に関して乙が保険を付保したときは、乙は、その保険証券の写しを甲に提出する。

#### 第22条（完了・検査）

本業務を完了したときは、乙は、その成果品につき甲の検査を受ける。

- 2 前項の本業務の検査に合格しないときは、乙は、本契約に定める実施期間内または甲が別途指定する期間内に、成果品を修正または修補して、甲の再検査を受ける。
- 3 前2項の本業務の検査に合格したときは、乙は、本契約に基づき本業務にかかる成果品を甲に引渡す。
- 4 本業務の完了以前に、部分的に引渡しを受けることを指定した内容があるときは、当該部分を成果品等とし、前3項において「本業務」とあるのを「指定した業務」と読み替えて適用する。

#### 第23条（権利の帰属）

本契約から生じる成果品等の所有権、著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含むすべての著作権をいう。）、その他一切の権利（本条第5項で定める産業財産権を除く。）は、乙の甲に対する成果品等の引渡しと同時に甲に移転する。この場合、成果品等

の著作権の移転にかかる譲渡対価は、第2条所定の報酬に含まれるものとする。ただし、特約において、成果品等の著作権の全部または一部を甲に移転せず、乙に留保することを定めた場合は、乙は甲に対し、成果品等のすべてにつき自由な使用を無償で許諾する。

- 2 乙は、本業務の実施方法および成果品等に関し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害していないことを保証する。
- 3 乙は、成果品等に関し、著作権法第19条第1項または第20条第1項に定める権利を行使し、または著作者にこれ行使させてはならない。
- 4 乙は、前2項に違反して甲に損害を与えたときは、甲に生じた損害を賠償する。
- 5 乙が本業務の実施により発明等をなした場合における産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権をいう。）の取り扱いについては、甲乙協議のうえ定める。

#### 第24条（契約不適合責任）

本業務の成果品が、種類または品質に関し、本契約の趣旨に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対して、相当の期間を定めて契約不適合の修補等の追完を求め、また、追完とともに甲に生じた損害の賠償を求めることができる。

- 2 甲は、相当の期間の催告にもかかわらず、前項による乙の追完がないときは、不適合の程度に応じて本業務の報酬の減額を請求することができる。ただし、次の場合には、何ら催告なしに、本業務の報酬を減額することができる。
  - (1) 修補等の追完が不能であるとき
  - (2) 乙が修補等の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
  - (3) 前各号のほか、乙が修補等の追完をする見込みがないことが明らかであるとき
- 3 前2項の請求は、第22条（完了・検査）の規定におけるその引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その不適合が乙の故意または重大な過失によって生じたものであるときは、その請求を行うことのできる期間は、甲が当該不適合があることを知った時から5年、またはその引渡しを受けた日から10年のいずれか早い方とする。
- 4 前3項の請求は、契約不適合の内容を示して、甲が乙に対し契約不適合責任を求める意思を表示することにより行う。
- 5 甲は、第1項または第2項の請求を行ったときは、その契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲において、第1項または第2項において行った請求（事項）以外であっても必要と認められる請求（事項）を重ねて請求することができる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、本条の期間の定めには適用しない。
- 7 契約不適合が甲の指図により生じたものであるときは、甲は、その契約不適合に関し請求することができない。ただし、乙が甲の指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

8 本業務の成果品等が、数量に関し、本契約の趣旨に適合しない場合の甲の乙に対する追完請求権および代金減額請求権の行使方法および期間制限について、民法の定めに従う。

#### 第25条（業務の内容、期間の変更）

- 甲は、本業務の内容を追加または変更することができる。
- 2 甲は、本契約に定める実施期間を変更することができる。
- 3 前2項により甲が本業務を追加または変更し、または実施期間を変更したときは、甲乙協議のうえ、本業務の報酬を変更するものとする。ただし、本業務の変更または実施期間の変更が乙の責に帰すべき事由による場合（争議行為等の乙側に起因する経営、管理上の障害を含む。）のほか、これらの変更により乙に不利益が生じない場合には、本業務の報酬の変更は行わない。
- 4 第1項の規定による場合を除き、乙の責に帰すべき事由によらず、本業務の内容に変更が生じたときは、甲および乙は、本業務の実施期間および報酬の変更について協議するものとする。

#### 第26条（履行遅滞）

- 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約に定める実施期間内に成果品の引渡しができないときは、甲は乙に対し、その遅延日数に応じて、本業務の報酬に対し、民事法定利率（民法404条の定めによる）の割合による遅延損害金を請求することができる。ただし、この遅延損害金を超えて甲に損害が生じた場合は、甲は乙に対し、甲に生じた損害を請求することができる。
- 2 甲の責に帰すべき事由により、甲が乙に対する本業務の報酬の支払を遅延したときは、乙は甲に対し、その遅延日数に応じて、未払金に対し、民事法定利率（民法404条の定めによる）の割合による遅延損害金を請求することができる。

#### 第27条（経済事情の変動等）

法令の制定、改廃、経済事情の変動等によって、本業務の報酬の額が明らかに適当でないと認められるときは、甲乙協議のうえ、本業務の報酬を変更することができる。

#### 第28条（不可抗力）

天災その他自然的または人為的な事象であって、甲および乙のいずれの責にもよらない事由に起因して本契約の履行が不可能もしくは著しく困難となった場合、または遅延した場合には、甲および乙は損害賠償等の責を負担しない。

#### 第29条（秘密保持）

乙は、本業務を実施するうえで知り得た甲の秘密およびノウハウ等を第三者に開示ま

たは漏洩等してはならない。

- 2 乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、本業務の実施において得られた記録等および成果品等を第三者に開示してはならず、本業務の実施以外の目的で使用してはならない。
- 3 前2項の定めは、本契約の実施期間終了後もなお有効に存続する。

### 第30条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
  - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと
    - ① 自らもしくは第三者の不正の利益を得る目的、または第三者に損害を与える目的を持って反社会的勢力を利用していると認められる関係
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、または関与している関係
  - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
  - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
  - (5) 自らまたは第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと
    - ① 暴力的な要求行為
    - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
    - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 2 甲または乙の一方について、前項の表明または保証に違反があった場合は、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
  - 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対して、当該相手方の被った損害を賠償する。
  - 4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対して何らの請求を行わない。
  - 5 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、本契約に関してその相手方に対する金銭的請求権（本業務の報酬請求権を含むがこれに限らない。）と同額を違約金として支払うものとし、解除した者は違約金請求権と解除された者の解除した

者に対する金銭的請求権を相殺することができる。

### 第31条（甲の中止権）

甲は、必要があると認めるときは、乙に書面により通知して、本業務の全部または一部の中止を請求することができ、これにより乙に生じる費用については甲が負担するものとする。

- 2 甲は、前項により中止した本業務を再開するときは、その旨を乙に書面により通知するものとする。
- 3 乙は、前項の通知を受けたときは、甲に書面により通知して、本業務を再開するものとする。

### 第32条（解除）

甲および乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反し、相当の期間を定めて是正の催告をしたにもかかわらず、その期間内に是正がないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲および乙は、相手方が次の各号に該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。
  - (1) 差押え、仮差押え、仮処分または競売等の申立てを受けたとき
  - (2) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、解散、清算、私的整理等の申立てがあったとき
  - (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、保全差押を受けたとき、または滞納処分を受けたとき
  - (4) 債務超過、支払停止または支払不能の状態に陥ったとき、もしくは手形または小切手の不渡り処分を受けたとき
  - (5) 監督官庁より事業に関する免許等の取消し、または停止等の処分を受けたとき
  - (6) 相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位あるいは本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供したとき
  - (7) 本契約に違反し、相当の期間を定めて是正の催告を受けたにもかかわらず、当該違反を是正しなかった場合（ただし、第30条1項に違反した場合は第30条2項ないし5項の規定に従う。）
  - (8) 前各号のほか、不信用な事実があったとき、または本契約の履行が困難であると認められたとき
- 3 甲は、乙が次の各号に該当するときは、催告のうえ、本契約を解除することができる。
  - (1) 乙が、正当な理由なく本業務に着手しないとき
  - (2) 乙の責に帰すべき事由により、本契約に定める実施期間内またはこの実施期間終了

後相当の期間内に本業務を完了する見込みがないとき

(3) 乙の技術、労務管理または安全管理等が著しく不良であるとき

4 甲および乙は、天災その他自然的または人為的な事象であって、甲および乙のいずれの責にもよらない事由に起因して本契約の履行が不可能もしくは著しく困難となった場合、本契約を解除することができる。

### 第33条（解除に伴う措置）

本契約が解除された場合の措置は、次の各号のとおりとする。

(1) 乙は、甲から提供を受けた資料、情報、未使用の支給品および貸与品を速やかに返却する。

(2) 甲は、契約解除の時までに乙から交付されている成果品等がある場合、これを利用することができます。

(3) 甲は乙に対し、自己の選択により、本契約解除までの成果品等の引渡しを請求することができ、乙は、その請求があったときは、これに応じなければならない。ただし、本契約が下請代金支払遅延等防止法の適用を受ける場合、甲は、成果品等の内容が委託内容と異なる場合または成果品等に契約不適合がある場合を除いて、成果品等の受領を拒むことはできない。なお、この引渡しの場合にも、第22条における完了・検査の規定が適用されるものとする。

(4) 甲が前2号に基づき成果品等を受領した場合、甲は、出来高を査定し、本業務の出来高に応じた報酬を乙に支払う。その本業務の報酬の支払時期は、成果品等の受領後60日以内とする。

(5) 第3号において、甲が成果品等の引渡しを受けない場合、第4号の本業務の報酬の支払いを要しないものとする。

(6) 乙は、既に甲より受領した本業務の報酬があり、前2号の規定による本業務の報酬に過払金が生じた場合、その過払金を直ちに甲に返還する。

2 第32条第1項、第2項または第3項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対して、本業務の報酬の20%相当額を違約金として支払う責を負う。ただし、解除した当事者に生じた損害額がこの違約金額を上回るときは、解除された者は、違約金に加え、その差額を損害賠償として負担する責を負う。

3 第32条第4項の規定により、甲または乙が本契約を解除し、損害を被ったとしても、その相手方は、その損害を賠償する責を負わない。

4 甲は、第2項に基づいて甲が乙に対し違約金請求債権または損害賠償請求債権を有した場合、その債権と第1項第4号における乙の甲に対する報酬請求債権とを対当額にて相殺することができる。

### 第34条（損害賠償）

甲および乙は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合には、その相手方に対して損害の賠償を求めることができる。

### 第35条（設計・監理の特則）

本業務が建築物の設計または設計・監理にあたる場合（設計補助業務を除く）、本契約の各条項の定めによるほか、本条の規定を適用する。

- 2 甲および乙は、「建築士法第22条の3の3に規定する記載事項を業務委託契約書類へ添付する書面」を注文書・請書に添付する（以下「添付書面」という）。
- 3 甲および乙は、本業務（設計）の成果品に基づき、添付書面記載の対象となる建築物（以下「対象建築物」という）の工事請負契約が締結され、その工事完成後に、本業務の契約不適合が対象建築物としての不適合ともなり得ることを踏まえ、甲が乙に対し、第24条第1項および第2項の契約不適合を請求できる期間は、同条第3項の規定にかかわらず、本業務の成果品の引渡し日を始期にして、対象建築物を工事請負契約の発注者に引渡した日から2年を経過した日を終期とする。
- 4 第24条第1項における契約不適合が乙の故意または重大な過失によって生じたものであるときは、甲が乙に対し契約不適合を請求できる期間は、甲が当該不適合があることを知った時から5年、または前項の対象建築物の引渡日から10年のいずれか早い方とする。
- 5 前2項は第24条第4項ないし第8項の各規定を排除するものではない。

### 第36条（書面主義）

本契約の各条項に基づく協議、承認、承諾、通知、指示、請求等は、原則として、書面により行う。

### 第37条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第38条（協議事項）

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に関し疑義が生じた場合には、甲および乙は誠意をもって協議のうえ解決する。